1 近年の文化政策の動向
――文化芸術基本法の成立,文化庁移転・組織再編,文化財保護法改正

1 はじめに

2001 年，文化芸術全般の基本的な法律として，「文化芸術振興基本法」が制定されました。政府はこの法律に基づき，4 次にわたる「文化芸術の振興に関する基本方針」を策定し，各種の施策を行ってきました。その後，16 年が経過した 2017 年，「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」（以下「改正基本法」という。）が成立し，法律題名が「文化芸術基本法」に改められるとともに，基本理念や基本政策等についても改正されました。

また，2016 年には，文化庁の京都移転が決定され，改正基本法の附則には，「政府は，文化芸術に関する施策を総合的に推進するため，文化庁の機能の拡充等について，その行政組織の在り方を含め検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され，文化庁が担うべき仕事や体制についての検討が求められました。

こうした動きと前後して，2016 年文化審議会より「文化芸術立国の実現を加速する文化政策答申 ―『新・文化庁』を目指す機能強化と 2020 年以降の遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言―」（以下「緊急提言」という。）が答申されました。文化審議会はこの緊急提言について 2015 年，「文化芸術の振興に関する基本方針 ―文化芸術資源で未来をつくる―」（第 4 次基本方針）が閣議決定され，施策の推進を図っている中，文化行政に関係する状況の変化や進展があったことから，それを第 4 次基本方針に加味し，「文化芸術立国」の実現に向けて答申を取りまとめたと説明しています。

また，一方で社会状況の急激な変化，過疎化・少子高齢化の進行に伴い，これからの文化財の確実な継承に向けた検討も行われ，文化財保護法の改正や今後の文化財保護行政が目指すべき方向性が示されています。

このように，政府は社会状況の変化に対応して，文化政策を大きく転換しているところであり，その背景，経緯及び目指している方向性について確認し，共有することとします。

2 文化芸術基本法の成立

改正基本法成立の背景について政府は，「文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきた中，一方で少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化しており，観光やまちづくりなど幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が，より一層求められるようになってきた。また，2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は，スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり，我が国の文化芸術の価値を世界に発信する大きな機会であるとともに，文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあった。」と説明しています。

また，文化審議会は緊急提言の背景として，(1) 文化庁の京都移転の決定，(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定があったとしています。緊急提言には，2020 年以降への遺産（レガシー）創出に向け，日本の伝統文化から現代芸術に至るまでや，芸術，芸能，文化財から生活文化，国民娯楽など，歴史と伝統に基づいて，多方面で質の高い日本文化の特徴を総体的に捉えて国内外に発信するとともに，北海道から沖縄まで，離島や山間部もあるという，各地固有の風土に根ざした文化多様性を尊重しつつ，あらゆる人々が日本の文化芸術の魅力を享受できる「文

化芸術立国」の実現を目指す新しい文化庁が求められているとし，（1）目指すべき姿，（2）政策展開や2020年以降の遺産（レガシー）創出の方向性が明記されています。この緊急提言は，文化政策の大きな転換の方向性を示すものであり，それに対応した「新・文化庁」を求めるものでありました。

改正基本法においては，文化芸術そのものの振興に加え，観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の関連分野における施策についても本法の範囲に取り込むとともに，文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の更なる継承，発展及び創造に活用することの重要性を明らかにしています。

また改正基本法は，文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，これまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり，「文化芸術推進基本計画」を策定することとし，国の基本計画を参酌して，地方公共団体においても，その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めることとされました。このほか，文部科学省，内閣府，総務省，外務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省等による政府横断的な「文化芸術推進会議」を設けることとされました。

2018年，政府は改正基本法の精神を前提として，「文化芸術推進基本計画（第1期）―文化芸術の「多様な価値」を活かして，未来をつくる―」を策定し，中長期的な視点から目標を掲げ，今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等を戦略とし，講ずべき基本的な施策を示しました。

今後の文化行政は，今回の基本法改正の趣旨を踏まえ，観光，まちづくりなど幅広い分野も含めた施策を推進するとともに，行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携などにより，文化芸術に関する施策のさらなる推進が期待されています。

3 文化庁移転・組織再編

2014年，政府の人口減少問題に関する有識者会議により，消滅可能性都市が発表され，地方公共団体の経営が危惧されました。全国知事会は，「少子化非常事態宣言」を発表し，同年9月には，総理大臣より東京一極集中を是正し，地方の人口減少に歯止めをかけることで，日本全体の活力を上げることを目的とする「地方創生」の政策と方針が発表されました。こうした背景から，2014年，「まち・ひと・しごと創生法」が制定され，内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されるとともに，「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

2014年以降，地方創生に関する諸政策が推進される中，政府は道府県に対し，「政府関係機関の地方移転」についての提案募集を行い，京都府から文化庁移転の提案があり，2016年「まち・ひと・しごと創生本部」は，「政府関係機関移転方針」を決定しました。文化庁については，地方創生や文化財の活用など，期待される新たなニーズ等の対応を含め機能強化を図りつつ，全面的に移転することとし，2016年「文化庁移転協議会」が設置され，具体的な検討が進められてきました。さらに，前出の緊急提言にも，「文化政策の形成機能・推進体制の強化」として，様々な関連分野との連携による文化庁の政策総合推進体制整備の必要性が示されています。

この「新・文化庁」の発足に求められたのは，文化行政に関する新たな社会のニーズに対応できる組織体制を整備することであり，同時に文化政策の根本となる改正基本法の理念を実現する行政組織の構築でありました。

改正基本法の基本理念には次のとおり，（1）児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性等，（2）文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ，観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携などの内容が追加されました。

文化庁が担うべき役割に関する政府内の検討を

経て，2018年2月，文化庁の任務及び所掌事務を定める文部科学省設置法の一部を改正する法律案が国会に提出され，同年6月成立しました。その改正の主たる内容は以下のとおりであります。

（1）文化庁の任務について，文化の振興に加え，文化に関する施策の総合的な推進が位置付けられました。その所掌事務には，①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（文化芸術推進基本計画の策定事務），②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（文化芸術推進会議の運営事務）が追加されました。

（2）芸術教育に関する事務を文部科学省から文化庁に移管することにより，芸術に関する国民の資質向上について，学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図ることとなりました。

（3）これまで一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を，文化庁が一括して所管することにより，博物館の更なる振興と行政の効率化を図ることになりました。

2018年10月，「文部科学省設置法の一部を改正する法律」が施行され，文化庁は，総合的な文化行政の推進に向けた機能強化と京都への全面的な移転を見据え，抜本的な組織再編を行いました。これまでの分野別の縦割り型から，政策課題への柔軟かつ機動的な取組みを可能とする政策目的に対応した組織再編であるとしています。

文化財保護行政に関する体制については，後に述べる文化財保護制度の見直しとともに変更されました。文化庁組織の再編は，二部体制（文化財は「文化財部」，それ以外の文化的所産は「文化部」）を廃しました。文化財とそれ以外の文化的所産をまとめて「文化資源」として捉え，これらを一体的に活用する体制としています。さらに，文化財の着実な継承・保存を可能とするため，文化資源の活用を担う「文化資源活用課」（文化に係る資源の活用，文化財の保存及び活用に関する総合政策，文化遺産国際交流，世界文化遺産及び日本遺産を所掌），文化財の保存を専門的に担う「文化財第一課」（建造物以外の有形文化財・無形文化財・民俗文化財・文化財の保存技術の保存等を所掌）及び「文化財第二課」（建造物・記念物・文化的景観・伝統的建造物群保存地区・埋蔵文化財の保存等を所掌）を新設しています。

文化庁は当初，遅くとも2021年度中に京都への本格移転を計画していましたが，庁舎整備の工期延伸に伴い，2022年度以降「文化庁移転協議会」で決定することとしています。

4 文化財保護法の改正

2017年12月，文化審議会より「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の答申がありました。検討の背景として，「我が国の社会状況は急激に変化し，過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念され，豊かな伝統や文化が消滅の危機でもあり，文化財は未指定のものも含め，開発・災害等による消滅の危機のみならず，文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している。このような厳しい状況の中，これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組みの充実や，文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。」と説明しています。

また，答申では文化財の保存と活用に関する基本的な考え方として，「（1）文化財は，有形・無形の多種多様な文化的所産からなり，細心の注意が不可欠な脆弱な文化財が存在する一方で，社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財も存在し，文化財の種類・性質による違いについての正しい認識の下に，適切な取扱いがなされる必要がある。（2）文化財の保存と活用は，互いに効果を及ぼし合い，文化財の継承につなげるべきもので，単純な二項対立ではない。（3）文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない。その一方で，文化財を次世代へ継承していく上で，その大切さを多くの人々に

伝えていくことが不可欠であり，このため文化財の活用による理解の促進が必要である。」としています。

また答申は，このような基本的な考え方に基づき，（1）総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化，（2）個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充，（3）地方文化財行政の推進力強化等について具体的な提案をしています。

政府はこの答申を踏まえ，2018年3月「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正案を国会に提出し，同年6月成立しました。

文化財保護法改正の趣旨は，「過疎化・少子高齢化などを背景に，文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり，未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ，地域社会総がかりで，その継承に取組んでいくことが必要である。」と説明しています。また，地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正については，地域における文化財の計画的な保存・活用を促進するため，都道府県，市町村及び文化財の所有者・管理団体が積極的な役割を果たすことが期待されています。

さらに，2021年4月，「文化財保護法の一部改正」が成立しました。この法改正の趣旨は，「社会の変化に対応した文化財保護の整備を図るため，無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し，幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに，地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。」と説明しています。

文化財登録制度は，1996年，経済発展に伴う開発による取壊しの危機と阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，建造物について創設され，2004年，滅失・散逸の可能性が高いことを踏まえ，美術工芸品や記念物に対象を拡大してきました。近年は過疎化や少子高齢化の急速な進行により，無形の文化財に関する危機意識が高まっています。2001年の文化芸術振興基本法（生活文化），2006年のユネスコ無形文化遺産保護条約の発効，2017年の改正基本法（食文化）など気運の高まりを示しています。

今回の法改正で無形の文化財・民俗文化財の登録制度が新設されたことにより，未指定の文化財に幅広く保護の網がかかり，新たな価値づけが可能となることで地域の人々が地域の文化資源であることを認識し，国内外の関心の高まりや継承につなげていくことが期待されています。

5 おわりに

改正基本法の成立により，政策対象の幅が広がりをみせ文化活動の基盤が整い，文化庁の移転・組織再編により総合的な推進体制が整いつつあります。また，改正基本法及び文化財保護法の改正に伴い，地方公共団体・地方文化財保護行政の役割・推進力の強化が期待されることにより，地域における専門家やアートマネジメント人材の養成が急務であると考えられます。

文化庁が推進している大学における文化芸術推進事業は，まさに我が国の文化芸術の振興を図るための人材養成として重要な施策であります。東京音楽大学においても現在進行中の当該事業『日本とアジアにおける伝統音楽・芸能のためのアートマネジメント人材育成』の推進はもとより，今後も芸術を専門分野とする高等教育機関として，我が国の文化芸術の振興，文化財の保存・活用の推進に貢献する人材養成に努めていきます。

【参考文献】

・文化審議会［2016年］『文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）―「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言―』
・文化審議会［2017年］『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）』
・河村建夫，伊藤信太郎編著［2018年］『文化芸術基本法の成立と文化政策　真の文化芸術立国に向けて』水曜社

（永井義美）